

国海総第146号  
令和元年7月5日

(一社) 日本船舶品質管理協会  
会長 木下 和彦 殿

国土交通省海事局長



### 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等において、消費税率(地方消費税率を含みます。以下同じ。)が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定されています。

消費税(地方消費税を含みます。以下同じ。)は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。)が制定されています(平成25年10月1日施行)。

今般、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長においては「別添1(令和元年6月付け20190522中第3号及び公取取第44号)」のとおり、消費者庁表示対策課長においては「別添2(令和元年6月27日付け消表対第285号)」のとおり、消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について、関係事業者等に通知を發出しております。

つきましては、貴団体におかれましても、別添1及び別添2の内容につき遺漏ないよう傘下の事業者等に周知徹底をいただきますようお願いいたします。

